

○文部科学省告示第四百十八号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年八月二十日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 オリンピックススタジアム及び東京体育館ラストマイル

期間	対象大会関係施設の所在地			対象大会関係施設の区域
令和三年八月二十四日及び八月二十七日から同年九月五日まで	東京都新宿区	東京都渋谷区	東京都港区	東京都新宿区
				霞岳町、霞ヶ丘町、信濃町及び南元町 神宮前二丁目及び千駄ヶ谷一丁目から四丁目まで 北青山一丁目及び二丁目、南青山一丁目及び二丁目並びに元赤坂二丁目 霞岳町、霞ヶ丘町、信濃町及び南元町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第</p>				
		東京都渋谷区	神宮前二丁目及び千駄ヶ谷一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	東京都港区	北青山一丁目及び二丁目、南青山一丁目及び二丁目並びに元赤坂二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	東京都新宿区	霞岳町、霞ヶ丘町、信濃町、大京町、内藤町及び南元町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都渋谷区	神宮前一丁目から三丁目まで、千駄ヶ谷、代々木一丁目及び代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	東京都港区	赤坂八丁目、北青山、南青山一丁目から四丁目まで及び元赤坂二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二 東京体育館ラストマイル（千駄ヶ谷駅）

期間	令和三年八月二十五日及び二十六日	
対象大会関係施設の所在地	東京都渋谷区	千駄ヶ谷一丁目
対象大会関係施設の区域	東京都渋谷区	千駄ヶ谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都新宿区	霞ヶ丘町、大京町及び内藤町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は</p>	

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三 国立代々木競技場ラストマイル

期間	令和三年八月二十五日から二十九日まで及び同年九月一日から五日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都渋谷区	神宮前六丁目、神南二丁目及び代々木神園町
対象大会関係施設の区域	東京都渋谷区	神宮前六丁目、神南二丁目及び代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都渋谷区	宇田川町、神宮前一丁目、四丁目及び六丁目、神南、千駄ヶ谷三丁目並びに代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

四 武蔵野の森総合スポーツプラザラストマイル（飛田給駅）

期間	令和三年八月二十五日から二十九日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都調布市	飛田給一丁目
対象大会関係施設の区域	東京都調布市	飛田給一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都調布市	飛田給一丁目及び二丁目並びに西町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	東京府中市	朝日町三丁目並びに白糸台三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		
期間	令和三年八月二十五日から同年九月五日まで	

五 幕張メッセラストマイル

対象大会関係施設の所在地	千葉県千葉市美浜区	中瀬二丁目及びひび野二丁目
対象大会関係施設の区域	千葉県千葉市美浜区	中瀬二丁目及びひび野二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	千葉県千葉市美浜区	中瀬及びひび野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		